

(4) 木津川上流流域下水道

この地域は、関西文化学術研究都市として、近畿圏において培われてきた豊かな文化学術研究機能の蓄積を活かし、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、創造的かつ国際的、学術的、業際的な文化学術研究機能の新たな展開の拠点づくりをめざして建設するものであり、既成市街地、既存集落等を一体とした良好な生活環境の確保のためには、下水道の整備が不可欠である。

このため、府は昭和 59 年度から 2 箇年で木津川上流流域下水道の調査を実施し、昭和 63 年 4 月に都市計画の決定を行った。

幹線管渠については、平成 3 年度から相楽幹線の工事に着手したのを始め、平成 4 年度から山田川幹線、平成 8 年度から下狛幹線の工事に着手し、平成 15 年度末時点では約 9.0km が完成している。木津川上流浄化センターについては、平成 6 年度に用地買収が完了し、平成 7 年度に工事着手し、平成 11 年 11 月から供用開始しており、現在 26,900 m<sup>3</sup>/日の処理能力を有している。

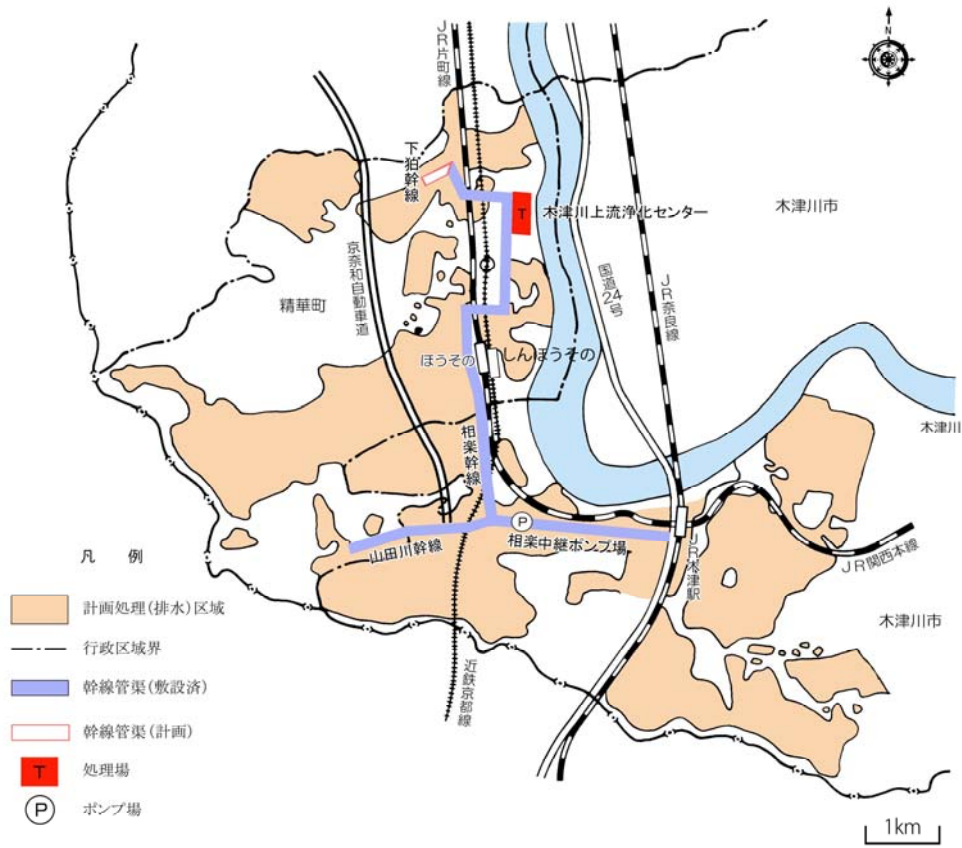
また、汚泥処理の過程で発生する消化ガスを発電燃料として有効活用する消化ガス発電施設が平成 27 年度に稼働した。

区 分	全 体 計 画		平 成 2 9 年 度 末 現 状	
関 係 市 町	木津川市、精華町		木津川市、精華町	
処 理 面 積	2,461ha 木津川市 1,440ha 精 華 町 1,021ha		1,890ha 木津川市 1,111ha 精 華 町 779ha	
処 理 人 口	115,000 人 木津川市 69,000 人 精 華 町 46,000 人		89,440 人 (97.4 %) (91,864 人) 木津川市 52,408 人 (96.3 %) (54,420 人) 精 華 町 37,032 人 (98.9 %) (37,444 人) ( )行政人口及び普及率	
排 除 方 法	分 流 式			
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法(酸素法)+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過			
処 理 能 力 水 量	48,400m <sup>3</sup> /日		26,900m <sup>3</sup> /日	
管 路 施 設	相 楽 幹 線 7.2km 下 狛 幹 線 2.1km 山 田 川 幹 線 2.2km 計 11.5km ポ ン プ 場 1 箇所		相 楽 幹 線 7.2km 下 狛 幹 線 2.1km 山 田 川 幹 線 2.2km 計 11.5km ポ ン プ 場 1 箇所	
都 市 計 画 決 定	当初 昭和 63 年 4 月 12 日	最終変更	平成 12 年 2 月 18 日	
都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 平成 元 年 2 月 8 日	最終変更	平成 25 年 3 月 21 日	
下 水 道 法 事 業 認 可	当初 平成 元 年 3 月 30 日	最終変更	平成 24 年 12 月 26 日	

経 過

年 月 日	事 項	項
昭和 63 年 4 月 12 日 平成 元年 2 月 8 日 平成 元年 3 月 30 日	当 初 都 市 計 画 決 定 都 市 計 画 法 事 業 認 可 下 水 道 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,433ha</li> <li>— 計画処理水量 73,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 156,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 10,690m</li> </ul>
平成 3 年 平成 4 年	相楽幹線工事着手 山田川幹線工事着手	
平成 6 年 3 月 1 日 平成 6 年 12 月 平成 7 年 10 月 4 日 平成 7 年 10 月 30 日	第 1 回変更 都 市 計 画 決 定 相楽中継ポンプ場工事着手 第 1 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可 " 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,433ha</li> <li>— 計画処理水量 72,100m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 156,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 11,480m</li> </ul>
平成 7 年 平成 11 年 11 月 1 日 平成 12 年 2 月 18 日 平成 13 年 3 月 23 日 平成 13 年 3 月 27 日	浄化センター工事着手 木津川上流流域下水道供用開始 第 2 回変更 都 市 計 画 決 定 第 2 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 2 回変更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,438ha</li> <li>— 計画処理水量 72,100m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 156,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 11,480m</li> </ul>
平成 18 年 12 月 26 日 平成 19 年 3 月 22 日	第 3 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 3 回変更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,451ha</li> <li>— 計画処理水量 54,800m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 121,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 11,480m</li> </ul>
平成 24 年 12 月 26 日 平成 25 年 3 月 21 日	第 4 回変更 下 水 道 法 事 業 認 可 第 4 回変更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 2,461ha</li> <li>— 計画処理水量 48,400m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 115,000 人</li> <li>— 幹線管渠延長 11,480m</li> </ul>

# 木津川上流流域下水道計画概要図



# 木津川上流浄化センター平面図

